

佐久市中学校部活動の地域展開に伴う学校備品貸出要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、部活動の地域展開を円滑に進め、地域における文化及びスポーツ活動の振興を図るため、佐久市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（平成17年佐久市条例第54号）第7条の規定に基づき、佐久市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（令和8年佐久市教育委員会告示第18号。以下「認定要綱」という。）第4条の規定により認定を受けた地域クラブ活動（以下「認定地域クラブ」という。）に対する学校備品の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）学校備品 佐久市立小・中学校で管理する備品をいう。
- （2）貸出備品 学校備品のうち、認定地域クラブの活動に必要な用具、楽器等であり教育委員会が貸出しを行う備品をいう。

（貸出対象者）

第3条 貸出備品の貸出しを受けられる者（以下「使用者」という。）は、認定地域クラブに所属する者とする。

（貸出期間）

第4条 学校備品の貸出期間は1年以内とする。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

（貸出料）

第5条 貸出備品は無償で貸し出すものとする。

（貸出しの申請）

第6条 貸出しを受けようとする使用者（以下「申請者」という。）は、学校備品貸出申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

（貸出しの決定）

第7条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、当該書類を審査し、貸出しの可否を決定し、学校備品貸出承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項により貸出しを決定したときは、貸出備品を貸与するものとする。

（貸出備品の取扱い）

第8条 使用者は、貸出備品について、善良な管理者の注意をもって使用及び管理するものとする。

2 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- （1）貸出備品を、他人に使用させ、又は転貸すること。
- （2）貸出備品を、売却し、担保に供し、廃棄し、又は故意に損傷すること。
- （3）貸出備品を、認定地域クラブの活動以外に使用すること。
- （4）貸出備品を使用して、他人に危害若しくは損害を及ぼし、又は迷惑となる行為をすること。
- （5）貸出備品を、教育委員会の許可なく学校施設外へ持ち出すこと。
- （6）スポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の趣旨に反すること。
- （7）認定要綱に反すること。
- （8）前各号に掲げるもののほか、貸出しの趣旨に反すること。

3 使用者は、教育委員会又は学校長から貸出備品の管理に当たり必要な指示があったときは、その指示に従うものとする。

（亡失又は損傷の報告）

第9条 使用者が貸出備品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

2 使用者は、故意又は過失により貸出備品を亡失し、又は損傷したときは、原状回復に要する費用を負担しなければならない。

（損害賠償）

第10条 使用者は、貸出備品の使用に当たり、使用者の責に帰すべき事由により教育委員会又は第三者に損害が生じたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

（貸出しの決定の取消し）

第11条 教育委員会は、第7条の規定により決定した貸出期間中であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの決定を取り消すことができる。

- （1）使用者が認定地域クラブに所属しなくなったとき。
- （2）使用者が第8条の規定に違反したとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、貸出備品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

（貸出備品の返却）

第 1 2 条 使用者は、第 7 条の規定により決定した貸出期間が終了したときは、貸出備品を返却しなければならない。

2 使用者は、前条による貸出しの決定の取消しを受けたときは、直ちに貸出備品を返却しなければならない。

3 使用者が正当な理由がなく貸出備品を返却しないときは、教育委員会が指定する相当の代価をもって弁償しなければならない。

（その他）

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。